

十二年度から父子家庭も対象に

小・中学校児童入学支度金



平成十三年度から母子家庭に加えて父子家庭の児童にも小・中学校入学支度金を支給します。

対象〓平成13年4月に小・中学校に入学する児童（生活保護世帯は対象になりません）
支給額〓児童一人につき1万円

提出期限〓5月15日（火）
必要なもの〓印鑑 保護者名義の銀行預金通帳 住民票謄本（父子家庭の人は戸籍謄本も必要）

ただし、次のいずれかに該当する人は 以外に必要な書類を持参してください。
児童扶養手当を受けている人〓「児童扶養手当証書」

父の死亡により遺族年金等を受けている人〓「遺族年金証書」

母子家庭等の状況にあるが、現在は児童扶養手当を受けていない人〓「戸籍謄本」

このほかにも証明書が必要となる場合がありますので、あらかじめお問い合わせください。

問い合わせ先〓児童家庭課
(☎20 3 1 7 9)

70歳になったら老人保健



七十歳（身障手帳一〜三級と四級の一人については六十五歳以上）になると、「老人保健」の受給資格が発生します。該当する人は至急、届け出をしてください。

なお、その際、保険証（七十歳未満の人は保険証と身障手帳）が必要となりますので持参してください。

届け出先〓健康対策課（さざんか会館4階・☎20 3 1 9 3）

退職者国民健康保険証を持つている人は一般保険証への書き替えが必要となります。保険年金課（本庁舎一階）で手続きをしてください。

参加しませんか！ 家族介護者の集い



家庭で介護をしている家族のみなさんにリフレッシュしていただくための集いです。

とき〓6月26日（火）・27日（水）午前10時〜正午

ところ〓さざんか会館
対象〓家庭で介護認定「要介護1〜5」の高齢者などを介護している家族

参加費〓無料
申込期限〓5月30日（水）

申し込み先〓健康対策課
(☎20 3 1 9 4)

寝具の丸洗い乾燥サービス

6月実施分の募集

対象〓65歳以上の寝たきりの人

利用料〓掛布団（200円） 敷布団（200円） 毛布（100円）

申込期限〓5月23日（水）
申し込み先〓各中学校区の在宅介護支援センター（湖東・☎59 0 1 1 8 湖南・☎54 6 2 0 0 高草・☎39 1 8 0 0 西・☎37 2 1 2 1 江山・☎53 5 8 5 3 南・☎53 6 5 5 8 東・☎29 6 2 9 8 桜ヶ丘・☎51 8 9 9 2 北・☎20 2 6 1 6 中ノ郷・☎23 6 0 1 1）、または高齢社会課（☎20 3 1 7 3）

墓地を新設する場合は・・・

個人やお寺などが墓地として許可を受けていない土地に新たにお墓を造る場合（用地の造成を含みます）には、許可手続きが必要です。
お墓は永続的なものであり、